



2020年9月27日
第39号

JR東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本
発行人 助川一実
編集情宣担当
ホームページ
<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



休業手当に關しても力になってくれるのは やっぱり労働組合！



休業手当「6割」現実「4割」

月給30万円、月20日出勤の社員が
1カ月全て休業した場合



新型コロナウイルスの感染で飲食店の休業が長期化する中、休業手当の金額が少ないとの声が相次いでいる。一般に給料の「6割以上」として知られるが実際は4割程度にとどまり、生活保障の役割を果たせていないからだ。70年以上前の政府通達に基づいた計算方法が原因で、不合理だと批判が強い。(瀧美龍太)

70年前の政府通達 影響

雇用助成延長でも支給進むか不透明

休業させられた人の生活を保障する休業手当制度の問題点が、コロナ禍であらわになっている。不合理な計算方法の問題に加え、支給義務自体を果たさない企業が多く、行政の指導も徹底していない。政府は手当に補助を出す雇用調整助成金の特別措置を延長し、活用を促すが、失業防止の「命綱」の役割を果たせるかは見通せない。

休業させられた人の生活を保障する休業手当制度の問題点が、コロナ禍であらわになっている。不合理な計算方法の問題に加え、支給義務自体を果たさない企業が多く、行政の指導も徹底していない。政府は手当に補助を出す雇用調整助成金の特別措置を延長し、活用を促すが、失業防止の「命綱」の役割を果たせるかは見通せない。



ただ、大企業は特例を使っても四分の一は自己負担が残るため申請を渋る例が目立つ。金額が補助される中小企業でも手元資金の乏しさや手続きの煩雑さを理由に申請しない場合がある。手当を支払われないまま雇止めや解雇されるケースも多く、七月の非正規就業者は前年同月比で過去最大の百三十一万人も減った。日本総研の山田久氏は「企業が雇調金を使わず非正規の削減を始めており、失業の安全網拡充が急務だ」と警鐘を鳴らす。

計算法の怪 労働者「生活できない」

「この金額では生活できない」。神奈川県内の中華料理店に勤める六十代のアルバイト女性は三月以降休業が急増し、月六万円程度のバイト代が激減する状況が続いた。もともと月五万円程度の年金と合わせてぎりぎりの生活だったが、一日だけ出勤した四月分の休業手当は約一万九千円のみ。携帯を格安に切り替えるなど生活を切り詰めた。だが、会社側は「法律通り」

「この金額では生活できない」。神奈川県内の中華料理店に勤める六十代のアルバイト女性は三月以降休業が急増し、月六万円程度のバイト代が激減する状況が続いた。もともと月五万円程度の年金と合わせてぎりぎりの生活だったが、一日だけ出勤した四月分の休業手当は約一万九千円のみ。携帯を格安に切り替えるなど生活を切り詰めた。だが、会社側は「法律通り」

コロナ禍 どう守る仕事暮らし

り計算した「一点張り」女性に労働組合に入って交渉し九月に満額補償が決まった。「半年も厳しい状況が続き、限界だった。なぜあんな計算方法なのか？」都内の弁当会社のパート社員男性(仮名)も、従来通り日勤務で十二万円の月給だが、

「六割以上」は、労働基準法で義務付けられる。ただ、給料の六割ではなく「平均賃金」の六割なのだ。一日当たりの平均賃金は直近の給料三カ月の合計を、土、日など休日も含め三カ月の総日数で割って算出する。休日も入れた総日数で割るためこの額は低くなるが、手当を出すのは休日だけ決まり、割る時は休日も入れ、掛ける時は休日を外すため、月額で計算すると、支給金額は本来の給料から大幅に低下してしま

ま「数字のマジック」が生じるのだ。表(上)で示すように給料が月三万円でも勤務日二日間の人が一カ月全て休業した場合、手当は十二万円しかもらえない。

コロナウイルス感染拡大の長期化で、わたしたちの仕事が揺らぎ動き方も激変している。雇用の最前線に迫り、仕事と暮らしを守るための安全網とルールのある方を探る。(この企画は随時、掲載します)

井当会社勤務のパート男性の給与明細。1月分を比べ、コロナ感染拡大後の5月分は4割まで減少した一部画像処理

給与	123,576	123,576
差引支給額	123,576	123,576
振込支給額	48,686	48,686
振込支給額	48,686	48,686

戦後間もない一九四九年に出た政府通達「休業日は休業手当を支給する義務はない」とされた。七十年余りたった今、長期の休業が続出する前例のない事態が起き、制度の盲点が浮き上がった。厚生労働省の担当者は「法定の水準はあくまで最低水準。金額は労使で話し合って決めて」と言うこととなる。

問題を指摘してきた指宿昭一弁護士は「今の計算方法は明らかに不合理で生活保障にならない。通達を変更すべきだ」と提言する。

70年以上前の政府通達に基づき計算しているため、休業手当が本来の給料の4割程度にとどまり少ない、という相談が労働組合に寄せられています。厚生労働省は「金額は労使で話し合って決めて」と述べています。労使で話し合う際に、個人で会社と話し合いができるでしょうか？働く私たちは会社の雇用によって生活が成り立っているため、どうしても会社より弱い立場になってしまいます。

弱い立場の私たちは、自らの雇用や生活を守るために、労働組合として仲間が結集し会社と議論するのです。経営が悪化すれば、そのしわ寄せを受けるのは私たち働く者です。労働組合に加入し、自らの雇用・生活を守りましょう。

組合員に寄り添い
組合員と共に歩む
労働組合は
JR東労組！